

## 質問回答

NO.	質問	回答
1	仕様書4. 設置局及び場所の項で いずれの地点も屋外（測定所の屋上等）に測定器を設置するため、 云々と記述されていますが、既設が屋内設置の場合についても屋外設 置にするのでしょうか？または、どちらでも良いのでしょうか？ご返 答のほどよろしく申し上げます。	既設機器が屋内設置の場合は、更新後の機器を屋内型としても差し 支えありません。（当省側の確認不足で申し訳ありませんでした が、国設尼崎大気環境測定所、国設尼崎自動車交通環境測定所では 現在は屋内設置型の測定器を使用しています。）